

御嵩町明るい選挙啓発ポスターコンクール実施要項

(兼 (公財) 明るい選挙推進協会 明るい選挙啓発ポスターコンクール第一次審査)

1 概 要

「御嵩町明るい選挙啓発ポスターコンクール」は、下記応募規定によって制作された作品を対象に、特に優れた作品を選考して、町ホームページや広報紙等への掲載等、啓発事業に活用するものです。なお、本コンクールは公益財団法人明るい選挙推進協会が主催する『明るい選挙啓発ポスターコンクール』の第1次審査（市区町村）を兼ねています。

2 目 的

若者向けの選挙啓発事業の一環として、小学生、中学生、高校生を対象に明るい選挙を呼びかけるポスターの作成をとおして、選挙について考える機会を提供し、政治・選挙への関心を高めてもらうことを目的とします。

3 主 催

御嵩町選挙管理委員会

4 応募規定

(1) 内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

(2) 応募資格

町内に在住、在学の小学生、中学生、高校生の方

(3) 締切日

令和7年9月12日（金）必着

(4) 提出先

町内在学の方は、学校にご提出ください。また、町内在住で町外の学校に通学している方は、御嵩町選挙管理委員会にご提出ください。

御嵩町選挙管理委員会（御嵩町役場 総務課行政管財係）
〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239-1

(5) 画材

描画材料は自由（紙や布等、絵の具材料だけに限りません。）

(6) 大きさの基準

画用紙の四つ切（542mm×382mm）、八つ切（382mm×271mm）又はそれに準じる大きさ

(7) 応募上の注意

① 作品のうら面右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。

② 応募作品は、原則として返却いたしません。

③ 応募作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。

④ 入賞者の学校名、学年及び氏名を町ホームページ等で公表することがあります。

5 審査等

(1) 小学生・中学生・高等生の部別に入選作品を選考します。

(2) 審査方法については、別途審査要領を定めて審査します。

(3) 入賞作品を含め、小学生の部、中学生及び高校生の部は『明るい選挙啓発ポスターコンクール』 第2次審査（岐阜県）へ提出します。

6 各賞及び副賞

(1) 小学生、中学生、高校生の部別に、優秀及び佳作作品を決定します。また優秀作品の中から最優秀作品を決定します。

【賞一覧】

賞	点数	副賞
最優秀賞	1 点	図書カード 3,000 円
優秀賞	2 点	図書カード 1,500 円
佳作	各部 4 点以内	図書カード 500 円

※賞の点数は原則であり、応募状況によって審査会で決定します。

7 発表等

11 月初旬（予定）に入賞者の在学している学校へ通知します。

8 作品の提出先及び問い合わせ先

御嵩町選挙管理委員会（御嵩町総務課行政管財係）

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239-1

電 話 0 5 7 4 - 6 7 - 2 1 1 1 （内線 2208）

F A X 0 5 7 4 - 6 7 - 1 9 9 9

E メール soumu@town.mitake.lg.jp